

## 水質汚濁物質排出量総合調査の民間委託について(案)

平成 20 年 9 月 25 日  
環境省総合環境政策局  
環境計画課

### 【民間競争入札とする理由】

- ・ 水質汚濁物質排出量総合調査は、平成19年11月に開催された第8回統計調査分科会において、調査方法等の見直しの検討結果を踏まえ、公共サービス改革法の対象業務とすべきかどうかについて、具体的な検討を行うこととしていたところである。
- ・ 同調査は、従来から調査票の印刷、調査票等の封入・発送、回収、データ化・集計・チェック、報告書作成までの業務を、既に民間に委託して行っているが、より高い質の確保を図るという視点から、公共サービス改革法に基づく民間競争入札を行うことが適当であると考ええる。

### 【入札の対象範囲】

- ・ 水質汚濁物質排出量総合調査の民間事業者を活用し包括的に民間委託する業務の範囲は、調査票・記入要領・封筒の印刷、調査票等の封入・発送、回収（照会対応、督促を含む。）、データ化・集計・チェック、報告書作成。（別紙参照）
- ・ 統計調査業務のうち、国の政策立案と直結する調査内容、調査方法の策定等調査の企画業務、最終的な結果表の審査及び公表に係る業務、また、統計の質の維持・向上を図るために必要な民間事業者への指導・監督などのモニタリング業務及び事業内容に対する評価・改善業務等については、国が行うべき業務として実施する予定。

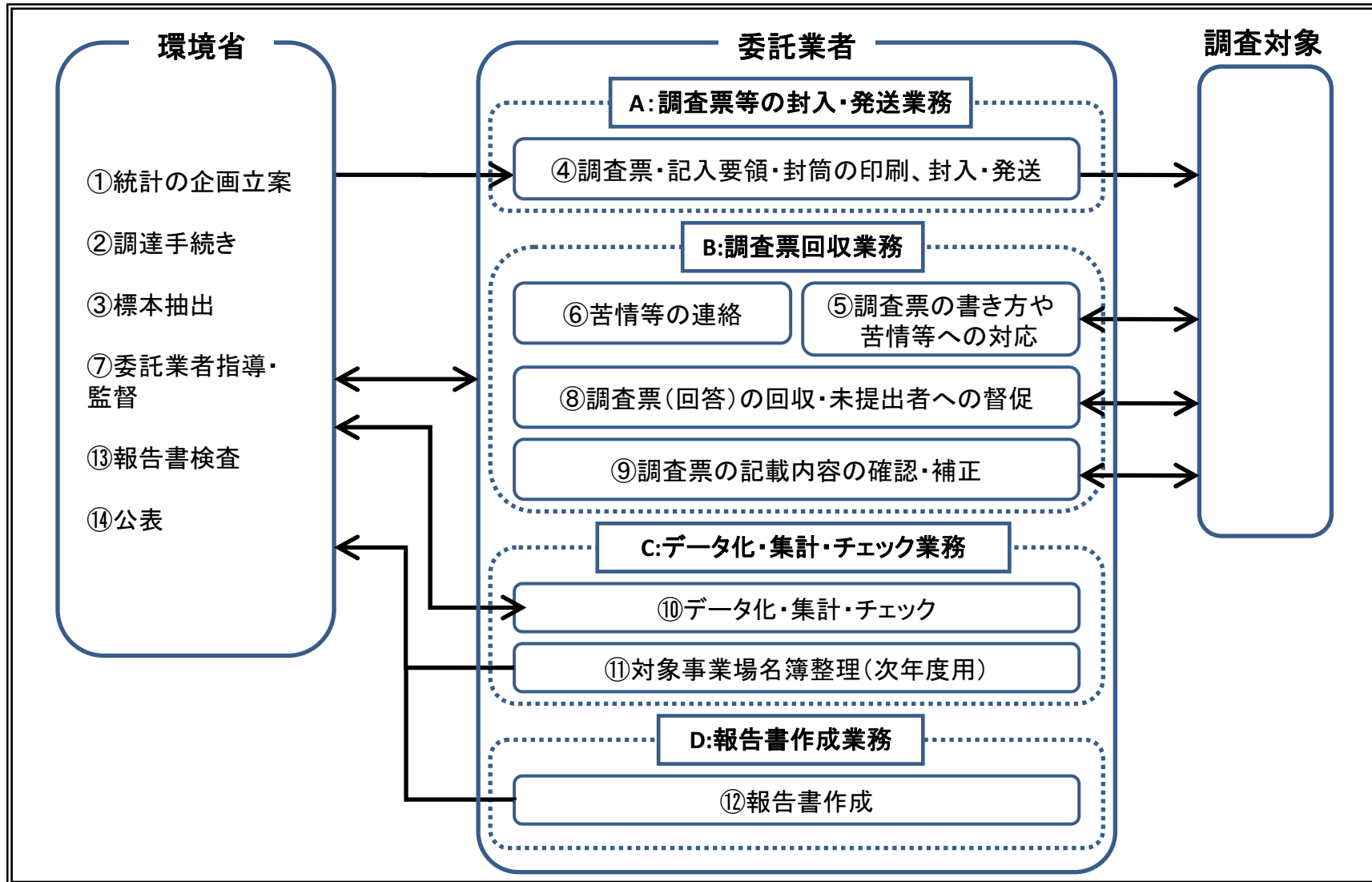
### 【入札等の実施予定時期】

- ・ 平成 21 年 3 月を目途に入札公告し、平成 21 年度から落札者による事業を実施する予定。

### 【契約期間】

- ・ 平成 21 年度以降実施の調査に関しては、前述の入札の対象範囲で複数年度契約（平成 21 年 7 月～平成 24 年 3 月）とすることが妥当と判断している。

# 水質汚濁物質排出量総合調査の流れ図(実施方法)(案)



・C及びDには「水質汚濁防止法等の施行状況調査」に係る業務を含む。

・鉱山保安法が適用される約100事業場については、A④の封入・発送は経済産業省が行い、これ以外は上記委託業者が行っている。

# 水質汚濁物質排出量総合調査の概要

## 1 調査目的

水質汚濁を効果的に防止するためには、各種発生源からの汚濁物質の排出を抑制することが必要であるが、合理的かつ効果的な排出規制等を行うには、汚濁物質の全国的な排出源と排出量を把握しなければならない。このため、「水質汚濁物質排出量総合調査」（承認統計調査）は、水質汚濁防止法の規制対象事業場における水質汚濁物質の排出量等の動向を把握して、排水基準の設定及び見直しに役立てるための基本的かつ重要な統計資料とすることを目的とする。

## 2 調査内容

### (1) 調査対象

本調査は、水質汚濁防止法に定める特定施設を設置する工場又は事業場（特定事業場・約290,000特定事業場）のうち、①一日当たりの平均的な排水量が $50\text{ m}^3$ 以上である工場・事業場、②有害物質使用特定事業場（①②合わせて約38,000事業場）を対象として実施する。ただし、下水道に全量排水する工場又は事業場は、排水に関する測定が実施されていないため、除く。

### (2) 調査項目

本調査は、水質汚濁防止法に定める水質汚濁の防止に関し、工場・事業場からの汚濁負荷量（排水量×汚濁物質＜生活環境項目・健康項目（有害物質）＞の排水濃度）を的確に把握することを目的とするため、調査対象事業場における次の4項目について調査する。

- ①従業員数、出荷額等の事業規模、稼動状況、産業分類等の工場・事業場概要
- ②用排水量の実績
- ③生活環境項目の排水濃度
- ④有害物質の使用・製造状況と排水濃度

上記4項目は、汚濁負荷量を把握するための必要最小限の項目であり、これらのうちひとつでも項目が欠落すると、汚濁負荷量の的確な把握が困難となる。

### (3) 調査対象年度

本調査で対象とする水質汚濁物質の排出量等は、前年度における実績値である。

### (4) 調査実施期間

毎年10月1日～31日

(5) 調査方法

本調査は、調査対象事業場へ水質汚濁物質排出量総合調査票を送付し、回収する方法により実施する。

(6) 調査の実施経路

環境省 ←→ 民間委託会社 ←→ 調査対象者

(7) 予算額

平成 20 年度：約 22,881 千円

### 3 特記事項

・「水質汚濁防止法等の施行状況調査」に係る業務について

「水質汚濁防止法等の施行状況調査」（届出統計調査）に係る業務のうち、集計・チェック及び報告書作成については、業務効率化の観点から本調査に係る業務とあわせて民間委託を行っている。

※「水質汚濁防止法等の施行状況調査」は、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法及び湖沼水質保全特別措置法に基づく調査であり、都道府県、各法上の政令市 153 自治体及び海上保安庁を調査対象として、環境省がオンラインで調査票（電子ファイル）の送受信を行っている。